

## 令和4年度第1回 岩手県環境審議会 自然・鳥獣部会 会議録

(開催日時) 令和4年7月27日(水) 14時から15時

(開催場所) 岩手県森林組合会館大研修室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議事
  - (1) 岩手県環境審議会自然・鳥獣部会会長の選任について
  - (2) 岩手県環境審議会自然・鳥獣部会会長職務代理者の指名について
  - (3) 鳥獣保護区特別保護地区の指定について
- 4 報告  
ツキノワグマの狩猟期間の延長について
- 5 その他
- 6 閉会

(出席委員)

阿部江利子委員、菅野範正委員、渋谷晃太郎委員、鈴木まほろ委員、鷹觜紅子委員、辻盛生委員、山内貴義委員

- 1 開会
- 2 挨拶(酒井総括課長)(略)
- 3 議事
  - (1) 部会長の選任

○事務局

それでは、議事に入りますが、部会長選任までの議事進行につきましては、暫時、事務局において進めさせていただきます。

部会長の選任については、環境審議会条例の規定により、部会に属する委員の互選となっておりますが、いかがいたしますか。

(意見なし)

ご意見がなければ、辻委員に部会長をお願いしたいと思いますですが、いかがですか。

(異議なし)

部会長は辻委員に決定しました。

なお、環境審議会条例の規定により、以後の議事進行については辻部会長にお願いいたします。

(2) 部会長職務代理者の指名

○辻部会長

岩手県審議会条例の規定により、部会長職務代理者は部会長が指名することとされています。

部会長職務代理者を渋谷委員にお願いします。

(渋谷委員受諾)

(異議なし)

(3) 鳥獣保護区特別保護地区の指定について（諮問）

○辻部会長

本日の議事(3)の鳥獣保護区特別保護地区の指定についてですが、1つの地区の再指定について知事より諮問されており、審議しますのでよろしくお願いします。

「陸前高田市椿島鳥獣保護区特別保護地区について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

(資料により説明)

○辻部会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、御質問、御意見等があればお願いします。

○渋谷委員

指定解除に関しては問題ないと思いますが、昭和44年に青松島の名勝及び天然記念物の保存要件が定まっていたにも関わらず、特別保護地区の更新の際にこれまで何も説明がありませんでした。陸前高田市からの要望もありますが、植物をとるか鳥をとるかの議論がされているのか、そもそも指定時から青松島を指定しなければよかったのではないですか。

また、ここに至るまでの最初の経緯について整理がないままに変更するのは納得がいかない部分もあります。

○事務局

資料1-3については、史跡名勝天然記念物台帳を抜粋したものになります。当時の資料となります。当時の経緯については、資料が残存していないため確認できませんでした。青松島が特別保護地区に指定されていることは、環境維持のためには良くないことだろうと考えて今回の指定となります。

○渋谷委員

植物の保存を考えればそうですが、鳥の側ではどうなのかという議論はありますか。

また、陸前高田市の調査はされていますか。

○事務局

環境省と陸前高田市と岩手県教育委員会で青松島の調査を進めています。

○渋谷委員

岩手県教育委員会も入っているのであれば、そちらからの意見もあるのではないですか。

今回のタイミングでの変更は、経緯等の整理が必要です。陸前高田市や岩手県教育委員会が新たな保護対策を講じるようになったなどがあれば示してほしいです。

反対というわけではないが、今のタイミングとなる理由を示すことができるようにする必要があります。

○事務局

ご指摘のとおりです。文化財については、指定調査の時点で把握する必要はありましたが、今となった理由は、情報を把握することができたのが、今回だからということになります。陸前高田市は、特別保護地区であっても過去にウミネコの卵の除去を行っていましたが、鳥獣保護区の趣旨に反するとのことで齟齬が生じているという状況であったため陸前高田市から要望がありました。

○辻委員

他にご意見はありますか。

○鈴木委員

1点確認があります。椿島は国の天然記念物、青松島は県の天然記念物でよろしいですね。青松島を除外するのは賛成ですが、震災後に陸前高田市教育委員会から要請があり2回調査に行きました。津波の影響の調査、クロマツのマツ枯れの調査を実施しました。震災後にマツ枯れが問題となり検討がなされているため、今まで重視していなかったところが改めて浮き彫りになり、ここで整合性を問うこととなったのではと思います。こういう検討をするのであれば、現状がどうなのかという資料の提供が必要です。陸前高田市ではマツ枯れやウミネコの繁殖によるトベラ等への影響についての調査結果があると思いますので、資料の提供があればと思いました。また、現状、ウミネコを排除する必要があるほどトベラ等に影響はしていないが、今回、鳥獣保護区を解除しておいて必要があればウミネコの繁殖を抑制できるようにしておくのが良いと思います。

○事務局

陸前高田市の調査資料については、確認が必要でした。

ウミネコがトベラに影響を与えていないとのことですが、マツ枯れについてもウミネコは関係がないということですか。

○鈴木委員

マツ枯れは、マツクイムシが原因ですが、心配なのはマツが枯れて林が薄くなると鳥が巣を作りやすくなって、岩礁に営巣しているウミネコが樹木に営巣することで樹木への影響が考えられます。現状では、ウミネコの営巣がトベラ等に影響を与えていませんが、今後、マツが倒れて木のない島になることはあると思いますが、予測です。

○事務局

ウミネコやゴイサギは、営巣地として木のない隙間を好むと聞いています。なお、陸前高田市は昨年度、ウミネコの卵を除去していないと聞いていますので、鈴木委員が言われるとおりにかと思えます。

○鈴木委員

震災前は、ウミネコの卵を除去していたことは聞いています。なお、今は、ゴイサギは生息していないはずです。

○鷹嘴委員

お二人の委員の御意見のとおり、青松島の概要について、丁寧な説明があった方が良かったと思います。

○辻部会長

それでは、意見がないようですので当部会の結論を取りまとめたいと思います。

「陸前高田市椿島鳥獣保護区特別保護地区の指定について」は原案のとおり適当と認めてよろしいですか。

(異議なし)

○辻部会長

鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る諮問事項は以上となりますが、具体的な答申の文面につきましては、当職に一任していただくことでよろしいですか。

(意義なし)

#### 4 報告

ツキノワグマの狩猟期間の延長について

○事務局

(資料により説明)

○渋谷委員

基本的なことを教えていただければと思いますが、冬眠前は11月1日からということとはわかりますが、冬眠開けはいつ頃なのかなというところ、2月末で出てくるのですか。

期間が十分なのか確認したいです。

○事務局

資料について訂正をお願いします。変更内容ですが、11月15日からに延長となっていますが11月1日からに延長するものに訂正をお願いします。3月でなくてもよいのかという質問ですが、ツキノワグマ管理検討委員会でも議論があったところですが、3月末までというのが事務局当初案としておりましたが、それを実施すると全国でも3月末としているところはなく、全国の狩猟者が殺到してしまう可能性があり、

生息環境に影響が出る恐れがあります。2月末日まで伸ばすことの意味については、年々クマの出没が早くなってきていることから少しでも有害捕獲ではなく、狩猟で対応したいという考えです。

○渋谷委員

十分な議論を踏まえての延長ということはわかりました。

○菅野委員

岩手県内の冬眠から覚める時期は、年によって違うことと、県土の広さから地域によって異なります。3月末とすると、冬眠中に産んだ子が親についている可能性があり、母熊だけを捕獲してしまうと子だけ残されてしまうことになることから、2月末日までであればということでツキノワグマ管理検討委員会では了承した経緯があったことを付け加えておきます。

○辻委員

ほかに意見はありますか。

○山内委員

私は、ツキノワグマ管理検討委員会の際に委員ではありませんでしたので、経緯はわかりませんが、延長に意味はあまりないと感じます。

○事務局

同様のご意見をいただいたこともありますが、なるべく狩猟で捕獲する機会を増やしたいという意思を示したいというところもありまして、この期間で多くが捕獲されてしまうことのないようバランスをとったところがあります。

以上